

山内首藤家応仁・文明年譜

〈 国人領主への道 〉

出内博都

〔一〕 地頭からの脱皮

本貫地山内庄（相模国）を捨てて、一所懸命の地を備後地毘庄に求めて西遷し、現地支配を深化拡大しつつ、南北朝期の動乱を、一揆一族契約、通忠の九州出陣等の活躍によって切り抜けた山内氏は、室町期（十五世紀）にはいつて、熙通―時通―泰通―豊成と続いて、地頭・庄官武士から領主的土豪（国人）へと成長していく。その過程を荘園制にもとづく複雑な所領内容がどのように変化するか、讓状によってみよう。

● 山内通忠讓状 〔番号〕 山内家文書の番号を示す

ゆずりわたす所領之事（八〇）

備後国恵蘇郡地毘庄併所々之所領者

右かの所領において通忠かあと越のこさす、牛子丸にゆつ里わたす所實也・う志のこ丸・物領たるうえは・志よ（自余）のきやうたいともに・ふちをくわえ、御公事等ハせんれいにまかすへし・此旨お・そむきていらんのともからにおいてハふけふ（不孝）の志んとあるへき物也、仍為後ゆつ里状如件

応永五年つちのへとら八月三日

通忠（花押）

この讓状は当時の形式を示すために、原文によっているので判りにくい点もあろうが「忠通の跡を残さず牛子丸に譲り渡す。牛子丸は惣領として爾余の兄弟を扶持し、御公事は先例によって処理せよ。この旨に背いて異乱を申す者は、不孝の臣（子）である。よって後の為に讓状の背に書いておく」という内容である。所領と云っているがその土地全体をさす領土という概念でなく、現地管理者としての地頭職であることは応永八年（一四〇一）守護山名常照の「備後国地毘庄地頭職之事任亡父讓与之旨知行不可有相違之状如件」という安堵状によってもわかる。

この時代① 応永十五年十月十三日、備後国石成庄下村・山野郷内江谷比多野、服部郷・同永末を宮満信が濫妨したのに対し、宮下野入道を共にこれを禁めるよう管領斯波義重を経て將軍義持の御教書をうけている（八三号）② 応永十六年八月、備後国信敷庄東方・河北郷・伊与東等之地頭職（建武五年拝領）の事について、宍戸駿河守の横領を排除して、再度、安堵されている（八四号）。こうした庄域外への進出と共に③ 荘園

内においても(1)地毘本郷領家職(八二号)(2)地毘庄内福田十名田戸掃部跡(八五号)(3)地毘庄内残田分(八六号)(4)地毘庄内奈目良分(八七号)(5)庄内河北領家職(八九号)など職分の多角化と私的所有を拡大している(いずれも、応永十五年から三十年にかけてのものである)

他領への宮満信の濫妨の排除行為というところに、南北朝の内乱によって、古典的(鎌倉的)地頭制が崩れ、閉鎖的な荘園公領による鎌倉体制が、広域な守護請と守護領国体制への転換がうかがえる。宍戸氏が本格的にこの地に進出するのは天文年間であるが(後期宍戸氏の元家の弟、元重が庄原郷に土着して庄原氏を名乗る)元家の二代前の家忠(持朝)が応永の乱に功があり、備前守を名乗っている、本拠地甲立からこのあたりに勢力をのばしていたかも知れない。

●山名常熙書状(八八)

奈目良本知行の事給分相計候、定悦喜も候哉、然而津口庄半済、湯谷跡、并広沢多利跡事、為三河内給分、奈目良給分替之地相計候、可有知行候、多利か在所事、能々相尋候て書下をハ重可遣候、恐々謹言

六月十五日

奈目良は筆頭庶家(滑家)のことで、その給分について、惣領に報告しているし、世羅郡津口庄半済(はんせい)上納年貢の半分を軍事費として守護に支給する臨時の給付)湯谷跡と広沢跡は南北騒乱のなかで、絶えず南朝方として悪党的反抗をした広沢一派の跡地のことで、地毘庄に連なる双三郡あたりである。これらの地は三河内分として宛てがう、

(この度の奈目良分の替え地として三河内にあたえる)、しかし多利の土地は、具体的によく確かめて改めて指示するというもので、この文書には鎌倉的地頭武士が領主に成長する過程の問題がしめされている。①荘園制において守護請から守護領国制への過渡期を示している。即ち荘園的職分給与でない。したがって②官僚的地頭制から地域一括支配の領主制への過渡期③三河内は今川浪人木山姓で三河内(比和町小和田)に土着した土豪とされている、こうした独立の個々の勢力も管理支配しながら、守護が守護大名へ、地頭が国人領主への成長の契機がこの頃(十五世紀)あったことを示している。しかしこの時代南北朝の混乱の修正期ではあるが、権門寺社による荘園体制はまだ命脈を保ち、地頭の一円支配は不可能で、応永三十年(一四三三)に守護山名常熙の判物で「地毘庄内河北領家職事為給分所充行也」とあり依然として、土地一括給与でなく、職分(しきぶん)給与である。

応永十七年に守護の判物で給分として宛行した「……福田十名田土掃部入道跡事為給分所宛行也……」(八五号)前出)について、三河内が本訴に及んだので仕方がないので、別に替え地を考えるから「……心安可被存候恐々謹言……」と守護が詫言をいれている。こうした時代の転換期に、応永三十三年(一四二六)熙通から馬子丸(時通)へ家督が譲与されている。この頃の山内の知行高は永享四年(一四三二)の「山内時通注進状(九二号)」によれば、本領、百六十九貫文・廿分一・八貫四百五十文。(津口半済 河北半済)給分 一ヶ所。四十七貫七百文。十分一・四貫七十文。以上 十二貫伍百廿文 進上分(永享四年十二月)

これで見ると、総高二百十六貫七百文で、そのうち十二貫五百廿文の進上があるから実収は二百四貫百八十文になる。本領の目六八先年親にて候上野（熙通）と下野兄弟相論の時・佐々木（山名の重臣）の檀方代官佐藤入部仕候て檢地仕候……」として永享四年（一四三二）十二月付けの山内時通注進状にせよされている。これらの諸職について「地毘七郷領家職之田町六十式町余……被分半済仁……本郷地頭分不殘幾程・半済田丁入立申処也、就中・扶持人等先如此注渡申謂者、愚身上洛仕時・於京都此次第可申開・聊上使様御意不可背申之由堅為申付依也。然間本郷者領家半済共四十伍貫分外為地頭分此趣 御下文并和与状為明鏡上者・不及巨細・若彼条々偽申者・蒙御免可申捧 神判也・以此旨如元為蒙御扶持御成敗・粗言上如件」（九四）として永享十二年八月に申状を提出している。半済が究極のところ、地頭にせよせされた形になり、守護半済は地頭にせよせされ、地頭が守護の披官化する契機となった。（半済は本来、領家分の半額を守護がとるのが原則であった）

この段階で、御家人体制としての鎌倉的守護・地頭体制は①守護の使節遵行権②荘園の守護請③半済制によって本来得分権のない職能的守護が領主的守護大名に成長し、本来將軍の御家人としては同格であった守護・地頭制が変質し、地頭の守護披官化がはじまるが、変質しながらも荘園制はまだ根強く存続している。しかし九五号文書にみるように、荘園の構成単位の村の「本所・領家職」は地頭請になり、やがて本領給分となる前提はできている。

●山内時通注進状案（九五）

備後国地毘庄七郷領家本所一紙目安

合

一本郷併上原下原本所領家 千光寺領

（此間の請十五貫文きた申候、もとは廿二貫五百文……）

一川北領家本所 とかの尾喜多坊領、公用十三貫文請（村上殿へ納）

一伊予領家本所 蓮華王院領、公用式拾貫文（石泉院殿へ納申候）

一伊予東領家本所 蓮華王院領、公用伍貫文（妙法院殿へ納申候）

一多賀領家本所 蓮華王院領、公用式拾貫文（伏見法安寺へ納申候）

永享十二年八月七日

何と申候へ共、かない候ハて、此前二はんを志候ての不せ候

最後の一行は、九四号の半済の経緯に関連したものである。本来、本所・領家代官直務であったものが、通資の時代に地頭請になっていた、したがってかなりの得分もあつたが、この度（永享八年）半済で実質的に変動したからこの一行が記されたものであろう。

この間、武士として戦場に臨んだ史料は、將軍足利義教の「滝河内合戦之時致忠節之旨……永享八年二月廿二日」という御教書が、管領細川持之によって伝達されているが、戦いの具体的内容は分からない。義教が將軍権力を高めるために各地の豪族を征討していた時期なので、守護の命で出陣したのであろう。

嘉吉の乱（一四四二）は山内氏の歴史にも多くの影をおとしている。反乱軍赤松、その征討軍の中心が山名氏であり、舞台が播磨ということになれば、備後の武士は当然出陣したと思える。山名持豊判物として、

「播磨国明石郡枝吉別府領家(職)事(九七)。揖西郡桑原庄地頭職事(九八)」など給分として充行されている(文安元々二年―一四四四)しかし、これらの所領が具体的かつ確実に支配されたかどうかは分からない、守護領国体制の過渡期で荘官地頭から抜けきらないで、所謂、国人領主になりきれない段階の武士の、本領莊園以外への進出は難しく、南北朝期に一端足掛りを作った信敷庄の具体的支配が困難なため、幕府(政所)に対して山内時通が訴訟したのにたいして、山名持豊が「……信敷庄内地頭職東方事、帯 御下文歎申候、殊勲功賞之事候間、可然様申沙汰候者可為悦喜候……」(九九)と推挙状をだして特に援助している、まだこの段階では、一片の下文・宛行状のみでは下地支配が、簡単にいかなかったことを示している。

●宝徳元年(一四四九)十二月晦日に時通から次郎四郎(泰通)に所領譲与がなされている、この譲状は熙通から時通のものに比して、譲与内容が「……ゆつりわたす惣領事、備後国えそのこふり地毘志やう。右所里やうハ時通住代相伝の所りやうなるを、ちやく子二郎四郎泰通ニ永代をかき(り)てゆつりわたす上者、一族中其外いささか・いらんわつらい他のさまたけあるへからす候、仍為後日ゆつり状如件」(一〇〇)とかなり簡単な内容になっているが、ここで初めて「……惣領事」という語がでてくる。おなじ内容のものが翌々年宝徳三年にもでてくるが、それには「……地毘庄惣領職事」とあり、これは「重代相伝の本領也、然間代々のてつき重書をあいそえ候て、所々の給分共二……ゆつり渡所実也……」と、庄惣領職を特別視している。庄地頭職が唯一の所領であつ

たものが、「地毘庄惣領職」が本領であると宣言する所に国人化への歩みが一歩たかまったといえよう。殆ど同一内容のものが三年間に二通でているが、後者の文言がやや重厚であるのも、家督譲与が一族は勿論、各方面に認められるための手続きだったのだろう。

この譲与に対する守護の認証は康正式年六月十九日(一四五六)の泰通覚書(一〇五)に「親にて候者他界候て、京都にていミを明候て、少弼殿(教豊)出仕申、其後大殿但馬二御在国にて候間罷下候て、……大殿様此安堵の御判ハ但馬お九日被下候者也」と五年後(一四五六)に安堵をうけている、時通の没年は不明である(一四五〇年持豊守護職を教豊に譲る) こうして庄官的地頭が領主化する契機として南北朝六十年の動乱が大きな意義を持つてくる、即ち動乱期を通じて①守護領国制による地頭の披官化、地頭家の分裂抗争②兩朝対立による悪党的新勢力の抬頭③兩朝対立による莊園・公領の支配体系の混乱と地縁的自然村落(郷村・惣の形成)の成立などにより、より深化した地域封建制が進んできた。

山内氏の場合も、明德の乱のとき義満が寺院勢力の関心を得るために延暦寺千手院に寄進した泉田庄四ヶ村(高暮・水越・尾引・木戸付近)の所務職に山内通忠を当てている(明德四年―一三九三)(六八)。

●文安元年(一四四四)山名持豊判物(九六)

山門領備後国四ヶ村栖真院請地之事、從院主代官職契約之旨、令存知候、公用等嚴重致取沙汰、於在所者、守補任旨、可被申付候、……おそらく、院主直務であつたと思える泉田庄(領家石泉院)の所務請の

代官職を命じられたもので、莊園の支配体制が変動し、權威と伝統のみで維持することは困難になり、実力のある武家に依存するようになる。

宝徳三年六月廿日、時通から泰通に「地毘庄惣領職」が譲られると、同年九月に院主より改めて所務職の補任状がでてゐる（一〇二）

●延曆寺領備後西条四ヶ村代官職補任状

山門領備後国西条四ヶ村代官職事

右彼在所年貢、毎年京着分直銭式百貫文二所預申也、自八月限十月中可皆済、万一天下平均旱水之時者、以上使可令散合、自然此内雖少事御無沙汰之時者、任御請文之旨、屋形へ致披露、可令改易者也、次此外毎年綿三貫文目可有執御沙汰、仍補任状如件。 栖真院 宗坡

この補任状を見ると、莊園領家の權威は一応保たれているが、少事といえども、違反があったら屋形（守護）へ訴えて、代えてもらうぞとにらみをきかしている、これらのことを総合すると、実質は守護請でその代官を地頭が勤めている段階である。なお、これと前後して、播磨における所領（康正元年、宗全播磨に赤松則尚を討ち、鹿久居島に滅ぼすとき、宛行されたものなど所々の請地等）は個別の安堵状が持豊から泰通にでてゐる（一〇三、一〇四）これからみると、譲り状にある「惣領職」はあくまで地毘庄に関するものに限定される、地毘庄については複雑な職分権が「惣領職」という形で認識されている。

泰通から豊成への譲り状は、長祿二年（一四五八）二月五日になされているが、形式・内容ともに時通から泰通へのものと大差なく、所領は「地毘庄惣領職」一つにまとめている（一〇九）。さらに二年後の長祿四

年十月吉日にもだされているが、この方は仮名文が主体でより具体的に表現されている（一一〇）

●……泰通のちゆうたいそうてんのほんれう（重代相伝の本領）等ならひ二給分うけのち（請の地）等の事、ひろ通・時通のゆつ里状のまえたいく／＼のてつきふん所（代々の手続き文書）あいそえ候て、ちやくし幸松丸二ゆつ里渡うえハ、いちそく志んるいたのさ満たけあるましく候……いちふんものこさす所領をゆつ里渡所しち（実）なり、仍後日のため二ゆつ里状如件。

惣領職の形で成立した山内惣領家の一族統率権を支える所領は本領であり、この本領たる地毘庄本郷が山内一族支配並びに農民支配に対して有した意義は、他の所領と質的に異なるものがあつた。

譲状は多くの場合、間隔をあけて二通以上だされているが、これは、守護等外部に公的に発表すものと、その後一族等内部に示すものであつたのであろう。但し、この譲与については二十年後の文明十三年四月五日（一四八二）に「譲渡一跡事、合 本領給所注文別 在之」として、もう一通同じものが残っている（一二九号）以前の譲状から以後二十年間の公的文書はすべて豊成（新左衛門尉）になつてゐる。最後の譲状年（文明十三年）に泰通が死んでいる（死没月日不明）ちなみに、通資以下、隆通に至る十二代のうちで死没年がわかるものは六人のみである。そのうち大部分は譲状と没年が数年以内で、没年若しくは近い年に譲状があるのは泰通のみである。わずか九年で表面的には引退し、二十年後に譲状を残している事情は不明であるが、戦国期への入口の時代で、な

にか特別の事情の匂いがする。

〔二〕 応仁の乱と国人領主への歩み

応仁の大乱は管領家（畠山・斯波）の内紛、それからむ將軍義政・管領細川勝元の首尾一貫しない介入、赤松家再興からむ山名持豊の不満、それにかからむ將軍家の継嗣問題等が享徳三年（一四五三）の畠山氏の家督争い（義就と弥三郎）を契機として、対立抗争の糸が複雑にからみ、さらに飢饉と土一揆にたいする為政者の失政によって応仁元年（一四六七）京都上御霊社の戦い（畠山義就・政長）によって一気に燃え上がった。東西三十万の軍勢によって花の都は焼けのが原になり、さらに戦は地方に拡大し、十年にわたって続き、日本の政治・社会・経済の様相を一変させる大乱であった。

備後の場合、早くも寛正三年（一四六二）山名是豊が備後守護になり備南の武士を率いて河内金胎寺合戦（畠山氏内紛）に参加している。これに対して備北の山内・三吉・田総・広沢などは西軍につき、九月には入洛し細川軍と戦っているが、これより以前、二月には是豊軍の留守をねらって備南に進出している

● 山名持豊判物（一一一）

備後国若成領家分并伊与西村半濟等、厩料所所分事、為乗馬供、為給分所宛行也、早任先例可致沙汰之状如件

この文書は改元前の文正式年二月三日になっている、京都で乱が始まる前に既に地方でも戦いは始まっていた。同じく応仁元年の十一月に西軍の守護宮田教言から「等持寺院領信敷東西代官職之事、尤此方被官之

者二可申付候へ共、各別之儀其へ預ヶ進之候、……」と意味慎重な文書があるが、この地は土着の勢力（土豪）が強く、以前から何回もかわった土地である、世情不安定な戦時になるとどうしても、実力派の武士の出番であろう、この地は翌年山名宗全より「……信敷東方半分事為給分可被知行候也謹言」と、（戦功として）正式に与えられている。豊成は直ちに上洛し、京と地元の二面作戦を行っている。

● 山名持豊感状（一一二）

就国之儀、今度被官人等致奔走出陣之由注進候尤以神妙候、弥於都鄙被粉骨候者祝着候謹言 卯月五日

● 山名持豊感状（一一六）

去三月十六日於花坊夜討之時、親類岸左衛門尉、討捕土屋能登守、并被官岸与次、討捕坂井同被官一木大藏討死其外親類被官、打太刀仰疵之条尤神妙也…… 応仁三年三月廿日

年欠の一二二の文書は「就国之儀」「弥於都鄙」などの文言からみて在京のとき受領したものと思える。一一六は「花坊」の地名で京都とわか。応仁三年まで在京したとすると、次にみる諸戦は残留武士で戦ったものとみると、当時の山内氏はかなりの勢力とみることができ。

備後における山内氏の関係した具体的戦闘は、応仁二年の世羅郡小世良合戦をはじめとして、次のようなものがあつた。

① 山名持豊感状（一一三）

去八月三日備後国小世良合戦之時、被官宗安三郎左工門尉討捕大隈、同被官世良八郎左衛門尉討捕三河、并松島主計允、尾坂太郎左衛門尉

兩人討死、其外被官人、數輩討太刀仰疵条、……応仁二年九月十日この時、東軍は小早川熙平が主力になり大挙して進入して、かなりの激戦だったようである。この年十一月、山名是豊は京より帰国、さらに備中守護細川勝久、安芸武田軍などを備後にいれて、防戦につとめているが、細川軍は敗退している。

②山名持豊感状(一一五)

去二月十日、備後国苧原合戦之時、親類被官人致粉骨之条尤神妙之至也、…… 応仁三年三月廿日

この戦いは小早川文書では「杉原苧原」とあり、尾道市原田町小原である。小早川文書には「……被疵并討死在之、剩討捕御敵方數輩云々……」と戦果を具体的にあげている。

③山名持豊感状(一一七)

去四月十日十一日於備後国重永神上合戦之時、親類越中守并被官田中次郎三郎、矢田谷隼人、世良与一左衛門尉、片岡次郎左衛門尉、元恒四郎次郎討死、其外被官數輩討太刀仰疵之条、尤神妙至也……

応仁三年六月十日

この重永は山内経俊(宗家)の弟、通時系の一族が伝承した津田郷の一角で山内氏の勢力圏である、東軍が頽勢を挽回せんと総力をあげた戦いで、かなりの激戦だったとおもわれる。

④山名持豊書状(一二四)

今度於久代要害、合戦之時宜備後守注進候、大慶此事候、於今者外郡之儀も悉落居候哉、目出候、一向依奔走如此候忠節無是非候弥已後之

儀毎々無油断被致調法候ハ、肝要候、備後守国之儀可為無案内候、不
残心底被加意見被申合候ハん事可然候、其由備後守へも申下候、返々
濟濟御陣神妙之至候…… 八月廿四日(花押) コノ花押ハ

版刻ナリ

年欠文書であるが、③の重永合戦の状態や、幕府は文明二年三月廿七日と卯月二日の二回、小早川熙平に対して備後出張の敵に備へる指示をだしている(小早川文書、一六二、一六三) ことから、国元の情勢不安から豊成が帰国した後の戦いとみられる。(この花押は木判である、宗全は病気で、自署できなかった、この時六十七歳) 久代要害を比婆郡東城町に比定する説もあるが、これでは文意が通じない。ここの久代は世羅郡甲山町である。東軍の地盤である外郡(南半七郡)の儀も悉く落ちついでめでたい。…備後守(守護代宮田教言か)は現地のことも不案内なので、十分意見申して……などこの戦いの重要性を示している。

⑤山名持豊感状(一二五)

当月一日於太田庄之内河尻之合戦、被官人田中出雲、同河内兩人、取河西与三郎領之由注進候、忠節之儀尤令感悦候、弥忠節候者可有忠賞之儀候委細者少弼可申候……(文明二年)十一月廿日

この戦いも内郡と外郡の接点でおこなわれている、西軍の主力は山内軍であり、当時山内は恵蘇郡から世羅郡へ進出していた。殊に太田庄が山名氏の守護請になっていたので、東軍守護の是豊の狙いめの一つであったろう。守護請の代官として山内氏を守るべき地点の一つであった。

こうして大乱発生当初、西軍の中核として転戦した山内氏に対して文

明三年山名持豊によつて序盤戦の勝利が宣言されている。

●山名持豊書状（一二三）

国之儀悉落居之由候、以前も如申候、今度事別而依奔走ハ頓事成候、本望至候、尚以可然之様被申合候者肝要候、次芸州辺事二大内と申談子細候、定一段可進發候、然者、可致合力候、内々可有用意之由備後守方へ申下候、能々被申談候者可然候
九月三日

豊成が備後帰陣の後、国中が一応静謐したのにたする表彰にあたる文書である。大内は政弘である。こうして序盤戦が一応の安定をみせたと、文明五年（一四七三）三月宗全（七十歳）五月勝元（四四歳）相次いで死去した。この後京都における権力争い、相続争いというものより、それぞれの地域における政治機構・権力の再編成という新しい戦争へと発展し、土一揆、地侍、から国人、守護代、守護をこきまぜて、所謂、戦国時代へと時代は移っていく。

山内家文書には直接あらわれないが、文明二年守護代宮田兄弟に指揮される西軍は大挙して南下し、草戸に城を構え、東軍守護是豊が急遽帰国して、西軍を追い返した（三浦文書）などには、当然山内氏を中心になつて活躍したとおもえる。また文明五年から七年にかけて東西両軍が激突する沼田小早川敬平の高山城の攻防が、和平ムードのなかで終結したので、外郡における東西対立は一応おさまった。しかし、たえず類聚にあつた是豊は起死回生の軍をおこして、西軍の主力山内氏の本拠甲山城（本郷）に攻撃をくわえた（七年六月）。しかし、守護代宮田兄弟はじめ西軍の主力は、是豊軍に決定的敗北をあたえた。（この時、三年まえに

西軍にねがえた毛利豊元は伊多岐・重永・山中・横坂（世羅郡）などを占拠し、その後長く自領としている）この戦いについて、山名政豊の感状が次のように残っている（一二七）

●度々敵出張之時、防戦粉骨無比類、殊於自要害之詰口親類被官或討死或被疵数輩討捕之条旁以忠節至神妙也、弥可被抽軍忠之状如件。

文明七 六月廿日 政豊（花押）

文明六年四月、山名政豊と細川政元の間に、形式的講話が結ばれ、争乱の意味も次第に変わりつつあるなか、文明九年（一四七七）西軍主將大内政弘の帰国を期に、東西軍とも自国にかえり十年に及んだ中央での戦乱は一応終わった。備後では山名政豊が守護の実権をにぎり、戦後処理に当つたが、優勢であつた北部国人衆の所領膨張に対して、南部衆の不满などあり、この調整に不満をもつ山内豊成らに、次のような追討令をだしたこともある（平賀文書、一五四）

●備後国之儀、可為如先々之旨、屋形（俊豊力）度々雖被申下候、山内新左衛門尉以下背下知之条、可加退治之由被申出候、……宮上州・杉原又五郎方被仰合、急度一途候様御武略可為本望候……

十一月三日 平賀藏人大夫（弘頼）殿

山内氏が北部国人衆として地域をリードした事が伺える。しかし、間もなく南北の調整はついて、この後十余年、備後衆は但馬に本拠をおく政豊の命に従うこととなつた。

応仁の乱を契機として復活した赤松政則は、この頃旧領播磨・備前・美作の奪回を試み、山名・赤松の対立時代に入つて行つた。備後衆は政

豊の代理俊豊に率いられて備前福岡合戦に参加している。(文明十五年(一四八三))この時の備後衆は南北取り混せて、三吉・山内・杉原等三十名余で総動員体制をとっている。これ以降山名家中の内紛にまきこまれ、戦国の争乱へと突入するのである。

〔所領・領有関係の変遷〕

大乱を挟む四十年余の歲月は、破壊と再編成の胎動の歲月で、特に所領・領有関係には大きな変動の兆しが現れた。戦争という異常事態は直ちに恩賞・政略・略奪などとして所領関係に敏感に反映する。既にみたとように、文正二年(応仁元年)岩成下村領家分、伊予西村半済、信敷東西代官職など、従来の領域外への画的広がり、地頭職分以外の職分へという質的深まりをみせている。以下、年代を追って所領関係の変遷をまとめると次のようになる。

- ① 応仁二年(一四六八) 信敷東方半分が代官から給分に昇格(一一四)
- ② 文明二年(一四七〇) 信敷東方半分の替地として信敷東西、地毘庄・津口の領家職。岩成下村・伊豫の半済及び公用反銭を給分として充行する。信敷東方半分の給分(おそらく一圓知行か)の代わりに多様な職分給を与えられている、この実質得分はどうかかわからないが、五ヶ月後の十一月廿四日「……信敷東方之事、一圓所充行之也……」と再び一圓知行にもどっている(一一九、一二〇)

③ 文明三年七月五日、東方の一圓知行が復活すると、②で与えられた多様な職分給のことが問題になるが、これについて「……已前申下候之儀不相替令免除候……」とあり、多くの所領のうち信敷東方のみが領地

という概念に近い形態になっており、「一圓充行」という語はこれが最初である(一一二)

④ 文明二年十一月十五日 ①③は守護山名宗全からの充行文書であるが、この文書は自分が充行う立場の文書である。

●湯河道次外二名連署請文、就今度在城之儀御私領伊与郷西方半済、

各々二被下候目出畏入候、任御折紙之旨可致知行候、御公用段銭之事可有御直納候如此御芳志候条弥可粉骨候万一御子孫我等不議之儀候者彼所領可被召放候、仍状如件」として、湯河弥五郎通直・山本与四郎朝通・湯河式部丞通次の三名が豊成に請文をだしている。

三名は在地の地侍と思える、(このうち、山本は文明十五年の福岡合戦では国人衆として名を連ねている)こうしたところに「下剋上・階級交替」の契機となった応仁の乱の時代相を表すとともに、地頭の国人化の様相が示されている(一一二六)

⑤ 文明七年(一四七五) 六月廿五日 信敷東西之内増分(三沢信濃守後)を給分として宛行(一圓化へのステップ)(一一一八)。この後、文明十五年(一四八三)から長享二年(一四八八)におよぶ播磨における赤松合戦、続く政豊・俊豊対立による山名分裂戦の中で、播磨国内で多くの所領をあたえられている。

⑥ 文明十五年(一四八三) 備前福岡合戦(赤松・浦上対松田・山名)で文明十六年、播磨宇野庄及び賀古郡野口切米、十七年、飾東郡国衙内印達、三木郡細川庄、佐用郡柏原等を宛行(一十八年、吉川経元赤松に加勢、長享二年(一四八八)、赤松政則・政豊を但馬に敗走さす)

この後但馬では敗戦の責任をめぐって、政豊と俊豊の対立がおこり、備後衆は俊豊にくみした、こうして山名は政豊―致豊―誠豊―祐豊と家督を継いだ、類勢は挽回できなかった。

山名の興亡の歴史の中で、備後における最大の支持勢力であった山内氏は、応仁の乱においても現地勢力として最大の影響をうけた。戦乱の合間に時に応じて宛行はれる所領に、どれだけ実効的支配権をもったかはわからない、一所懸命の地を中心にどれだけ実効的支配を拡大するかが、西遷地頭たちの悲願である。

〔備後における所領の変遷〕

南北朝動乱によって乱れた、荘園の支配体系の是正の一つの試みとして、明徳四年（一三九三）山内忠通を任命した山門領備後国四ヶ村の所務職は（六八）は享徳三年（一四五四）山内泰通が代官職になることによつて引き継がれているが（一〇二）これが山内氏の上洛転戦のなかで、近隣の武士に狙われた。

●佐々木春清書状（一五八）〔春清は山名重臣・守護代の一人〕

栖真院領四ヶ村之事・代々請之御本領二候なる。先年は豊当国に御乱入之砌・涌喜父子共二被致敵候処・御同名下野方依被申・此在所代官職之事・御親父之為下・以年期・涌喜方二御預ケ候。左様之約年過候者・如元可被仰付候へ共・涌喜方色々詫言申候間・兎角被打過候処結句此在所・涌喜方被成競望候之条・御取懸無余儀候・雖然・先無為之為御調法候之間・一端自寺家可有御直務之由・被仰出候間・参愚意申入候処・四ヶ村を八自寺家御直務候て・涌喜知行式ヶ所被返付候ハ

ん事・無御覚悟（候）へ共・我等二可渡給候由承候・左も候者・四ヶ村事・涯分致調法・如元御知行候様二可申達候・拙者証人二立申候上者・不可及余儀候・如御本意可致了見候・雖御本望候・就我等参申二先御堪忍祝申候・恐々謹言。 正月三日

この文書は年号を欠いている。以下一連の泉田庄関係のものになるので、ここに示した。乱後山内氏はこの地から他勢力を排除するため、武力行使に及んでいる。その経過はつぎのようになってい

①延暦寺千手堂領備後国四ヶ村代官職補任状（一四二）

遠碧院請地山門千手堂備後国四ヶ村代官職事

合 佰玖拾貫之内 （三項目略）

右於此公用毎年無未進懈怠可有寺納・万一御無沙汰時者御知行分之内雖為何在所可押給於代官職者不日二可改易申・其時一言子細不可承者也・仍補任如件 延徳式年（一四九〇）六月五日 真崇（花押）

戦乱中、一五八号文書のように乱れた代官職を正すものとしてこの文書が出され、これに即して山内氏は同日付で、三吉・涌喜が未納していた式佰貫文をおさめている（一四九）しかるに、十四日後の日付で守護山名俊豊から豊成につきの文書がでてい

②山名俊豊書状（一五〇）

栖真院領泉田内三ヶ村代官職事・就三吉涌喜上野介と相論之義・可有直務之由・院主被申定候上者・兩人共以永可有停止彼望候・万一於以後違背此旨候者・不及理非之沙汰涌喜二可申付候・若又涌喜成競望候者・其時者彼代官職之事可申付候・上野介かたへも同前申付候・互可

得其心候・恐々謹言。 六月十九日 俊豊 山内大和守殿

三ヶ村の代官職は院主(真崇)直務にされるから、三吉・涌喜と競望を禁ずる、若し競望したら、代官職は涌喜に渡す、先方へも同じように伝えた。という意味で一四八号文書とは著しく異なる。更に、同日付けで村内の要害(向城)を撤退する旨を度々申し付けているが、今に撤退しないのは「曲事二候」と云って、向平田に城を構え、釜峰山城による涌喜氏を攻めていることを責めている。この城は泉田庄の信仰の中心日吉神社の鎮座する竹花山の裏手をおさえ、泉田制圧におおきな役割を果たした、この城は比高三十メートル余の小型の山城であるが、山内関係の山城のなかで、中世文書に現れるのは居城甲山城と、この向城のみで貴重な存在である(一五二)更に俊豊は六月廿八日、栖真院に対しても「:可有御直務之由以前承候之間其分申定候き・兩人共以永可停止其望之旨申下候・山内事不退向城・刺涌喜城取懸之由・曲事候……」と報告し更に代官職を競望すれば、涌喜方へ申し付けるのが本位なので、そのつもりで堅く仰せつけて下さいと云っている(一五二)

領家の意向と現地の支配関係が複雑にからみ、寺社領荘園の難しさはさらに下剋上の新興勢力が加わって一層複雑になる。

●喜多垣時永・稲津祐光連署状(一五三)

就四ヶ村之儀・可有御働由候・無忽躰存候て・色々申候処・先被相延候・畏入候、然間・但州へ致注進・如御本意・御屋形様へ可致披露候由可申候・然者・涌喜方へ以御書・四ヶ村可被渡由可申上候・同三吉殿へも此分可被仰下由可申候……八月十六日 祐光 時永

この二人は、不安定になりつつある山名の政局の中で、主家を凌ぐ勢力を貯えた重臣奉行である。一五〇号、一五二号に示された俊豊の意向とは若干違う動きを示して、山内支持を表明している。

こうした複雑な動きのなかで、更に院主の動きはより一層複雑さを増してくる。

●栖真院真崇書状(一五四)

御礼委細令拝読候・仍四ヶ村之事以前但州より委曲如申候・就彼在所之儀・当国可為総劇候条不可然候間・為直務可申付由候・然間此方僧被留置・面向ハ直務・内儀者所務等被仰合・厳密ニ上給候事肝要候・地下人致還任・在所も国も無為候ハ、其時者如補任旨・預ケ可申候直務趣にて無為無事候ハ、終にハ可為本意存候・兎角承候ても為国又貴辺為無為無事候はんする事尤可然存候・数ヶ所城共雖居渡上使僧於請取申者・聊不可成御越度候哉・兼又相残万正事・于今延引令迷惑候・早く可上給候事祝着候・此方之儀令迷惑折節候之条・年貢以下きと預運上候ハ、一段可為喜悅候・最前よりの御約束候間地下事者志かと雖不調候年貢以下事奉待存候・以前承候子細共無相違候ハ、祝着候・心事期後便候・恐々謹言(延徳二年)十月十四日 真崇(花押)

戦乱期の遠隔地荘園領家の苦衷が如実に現れている文書である、表向は競望者に対する手前、直務とするが実際は管理は難しい、とにかく少しでも上納してもらいたい「……年貢以下事奉待存候……」の語に首を長くして待っている苦しい領家の心境が伺える。

こうした経緯の中で、俊豊は十月廿六日に「栖真院領四ヶ村代官職事・

雖三吉涌喜条々申子細候・為院主可有直務之由申付候・可被止違乱候
恐々謹言」の文書を豊成にだしている、同じものは、三吉・涌喜方にも
いつているはずである、こ後、一ヶ月で本格的に豊成が代官職に任命さ
れていることからみると、この文書は一種のカモフラージュともみえる

●山内豊通（豊成）証状（一五六）

備州泉田三ヶ村代官之事・御領掌本望候・然間・公用京着参百貫文・

并結夫老人其他人足之事者御用次第二可申付候・此分毎年嚴重二可取

沙汰候・万一於無沙汰者何時と可有御改易候

八幡大菩薩御照覽候へ・聊不可及違乱候・如此申合候上者・先年借錢

借米悉打捨申候也・仍而為後日証状如件

延徳式年庚戌十一月廿八日 山内大和守 豊通（花押）

大田垣左京亮殿

半年余の紆余曲折を経て落ち着いた代官職であるが、その経緯をみると
かなり複雑な現地事情がからんでいる。一端崩れた支配関係は領家、守
護などの権限一つでかたずくようなものでなく、土地に根差して成長し
てきた土豪百姓などが惣村・郷村という新しい地域制を背景に、荘園と
か公領の枠をこえた村づくりを模索しているなかで、やがて否定さるべ
き荘園公領制の末期の姿がうかがえる。この文書の末尾の部分にある借
銭・借米の棄捐については、守護代大田垣が仲介して用脚の進納を催促
し、進納すれば段銭奉行を仰付ける旨の書状が、文明十六年正月十三日
にあるので、それに関連するものであらう（一三四）

この豊成の証状に対して、守護代大田垣光久の証状が次のようにある。

●大田垣光久証状（一五七）

泉田代官職事預ケ申候・但・毎年御公用参百貫文・嚴重可有御取沙汰
候万一於御無沙汰雖何時候可違申候・於非御無沙汰者・弓矢八幡も御
照覽候へ……：自此方相違儀候者・先年借錢借米有様返并可申候・就
御公用御無沙汰・御上表候者・借用儀不可承是非候・仍為後日……

延徳二年十二月十三日 大田垣左京亮 米久（花押）

山内大和守殿

（一四九〇年）

前頁の豊成の証状をうけたもので、ここでも借錢借米の項目がある、ギ
ブ・アンド・テイクの厳しい契約関係が偲ばれる。

こうして地毘庄に最も隣接する信敷・泉田の一切の代官を入手し、地
毘庄を核に面的広がり、職得分のみでなく支配の質的深まりの基礎が
築かれた。

〔国人領主としての山内氏〕

応仁の乱中、乱後の備後国内の所領関係文書で次の二通は重要である。

●宮田教言書状（一七九）

矢野の内かち田・ほん郷両所代くわん志きの事・あつけ進候・かきり
たる称んぐいか諸いろ（色）とう事けんミつ二とりさた候ハ、悦喜申
届く候・いさ井のことかさ称て申たんし候へく候 恐々謹言

応仁三 三月廿一日

教言（花押）

山内かう松殿 進之候

●宮田教言書状（一八〇）

矢野庄内梶田・本郷・西村事今度色々御馳走候之間進置候・可有御知

行候・但・三ヶ村公用毎年五十貫文可有御沙汰候・如此申定候上者始
終共不可有相違候也。恐々謹言

文明式 六月十五日

教言(花押)

山内幸松殿

この文書の宛名が、直通が正式に譲与をうけるまえの通称の幸松である、豊成から直通への譲状は文明十五年(一四八三)である、しかもその後も明応三年頃まで十年にわたって、対外的正式文書はすべて豊成名でなされている。この疑問をどう解釈するか、この所領の性格と時期にあると思う。豊成の譲状の付属文書の一つに「山内豊成譲与請地日記」があるが、その中に「うけの地之事」の六ヶ所の請地の冒頭に「一所、志ゆこ領 公用九十貫文 矢野かち田・本郷・西村」とあり、この地が守護領で、おそらく守護代が管理していたものであろう。戦乱勃発とともに、豊成は上洛していたので留守隊長の幸松に特別重要な土地として管理を命じたのであろう。豊成が帰国すると交替して幸松が連絡役に上洛している。この矢野については、それ以降山内氏の請地であったが、公用上納がとどこうったこともあった。

●宗収書下知状(一一三九)

矢野三ヶ所御公用事 合 一、七拾貫文・文明拾七年分・一、七拾貫文・同 拾八年分

右此分度々御沙汰御注文前心得申候也仍執達如件

文明拾八年十二月廿三日

宗収(花押)

とかなり厳しい督促状がきている。文書の形式からみて、宗収は守護

家の執事であるが、氏名不詳である。

応仁の乱関連の備後所領で、以前に既料所ぶんとして給分された石成下村領家、伊予半済が文明十七年五月十三日に、守護山名政豊から「…今不知行由候曲事候…」と謹責をうけている、戦後の混乱で領有関係の混乱を示すものだろう。

苗字発生の先祖の地、山内庄を捨てて三百年、一所懸命の地を備北に求め、挙族西遷して二百年、一地頭から地域の支配者なったことを、何をもって証明するか、難しい点ではあるが、豊成が守護代になった時点であげることができるがその史料として次のものがある。

●山名俊豊書状(一一五九)

備州泉田事・雖申付守護代候・代官職事不可有相違候也謹言。

延徳四 九月三日

俊豊(花押)

山内大和守殿

この文書以外に「守護代」をしめすものはない、史料編纂者も欄外の註に「俊豊豊成ヲ備後守護代ニ補ス」と記しているが、泉田庄の事について記した文書であり、備後一國に関する補任状にしては、形式・内容ともにやや不足におもわれるがこれが、守護代の補任状とみられている。なお、同日付けで豊成を段銭奉行とする史料がある。

●備州要脚段銭事・近年一向有名無実候之間・一方奉行事来年之儀申付候・嚴重ニ執沙汰候者・已後之事可申付候(一一六一)

近年とどこっている段銭徴収を来年から奉行として、嚴重に執行するようにと命じている、さらに、この莊園は遠碧院(持豊)請地という特別

地であり、守護代が特別に関与していたものだろう。この泉田庄の一部に「河面八名」という特別地があるが、これについて、俊豊が九月五日に重ねて次の書状をだしている。(一六二)

●泉田(備後)河面八名事・如左京亮(大田垣光久)時申付候・公用等嚴重可有

執沙汰候也・謹言。 延徳四 九月五日 俊豊 (花押)

以上の三文書をみて守護代を命ずるが、泉田の代官もおこない、合わせて段銭奉行もしっかりやれ、河面八名は前守護代と同じく厳密にやれと言っている。さらに国衆中座上といった地方政界での実力を確立した。

●山名俊豊書状(一六七)

着座次第之事・於備後国衆中者・可為座上候也・恐々謹言

備後衆の座上に据え、これに対して山名家中の年寄五名が連署して祝意を表している。この時期は山名父子の対戦時代で但馬在陣中のできごとである、戦時中だけに戦略とからんで特別任命かも知れない、時は既に戦国期に入っているのです、俊豊方の一方的措置とみることもできる。

先代泰通の讓状が三通あったことについて既に述べたが、豊成の場合文明拾五年(一四八三)九月廿六日に、山内かうまつ(直通)宛に讓状(一一八二)本領給分日記(一一八二)請地日記(一一八三)預り所色々注文(一一八四)預ヶ置証文注文(一一八五)の五通が完全に残っている。直通に対する政治上の文書も早いものは、応仁三年文明二年(宮田教言より)のものなどあるが、享徳三年(一四五四)から明応三年(一四九四)迄は殆ど豊成のもので、特に延徳(一四九一)以後は官途も大和守を名乗

り、讓り状はかいても実質的には、政治の第一線にあったものであろう、歿年は不明であるが文書の関係から明応三年頃とおもわれる。系図によれば「第八世―豊成……大和守法名ハ瑞翁昌慶居士ト云・中国無隱有力之士也・依茲於高野買収一境地・建立伽藍・号千聖院・薪行買添山而・於于今者・御先祖之吊無退転者也」と業績をたたえている。この時代の所領の具体的動きは時勢を反映して複雑であるが、豊成の讓状関連文書によって当時の現況を示しておく。讓状と実務からの引退の関係が複雑で、詳細は不明である。

●山内豊通(豊成)讓状(一一八一)

ゆつり渡所領事所々につきへつ(別に)あり

右一せき事・一圓にかう松にゆつり候・とらわうか事ハ・又二郎殿に万いらせ候間・一めい御扶持候へく候・其内ハかうまつかくけらいたるへく候・千ちよか事ハこう松下として志かるへきやう二ふち候へく候・豊通ちいりやう(地毘領)うけのち(請の地)本領給分事ハ一ふんものこさす・ちやくしかう松にとらせ候ウヘハ・いささかしんるいたにん中より・いらんわつらいあるましく候・仍為後日ゆつり状如件文明拾五年(癸卯)九月廿六日 豊通(花押) かうまつ殿この讓状は「右一せき事、一圓にかう松にゆつり候……」とあるように所領関係は簡単である、しかし、別紙で細かく指示している。所領より人事について細かく気をくばっているのが、一族分裂・下剋上・の世相に配慮をしたのではないだろうか。

●山内豊通(豊成)讓与本領給分日記(一一八二)

ゆつり渡所々事

一所 地毘庄本郷

一所 下原地頭・領家

一所 信敷一圓

一所 同所増分

一所 信敷東西段錢

一所 伊予本家東西

一所 是ハ湯河山本□□□ 一欄よりあつけ候

一所 何時も取はなし候へく候 同所半済

一所 津口半済

一所 これ三原五郎一期可掬候・其後ハ此方へ可取候

高山殿(泰通)被仰置候 岩成下村領家

一所 小条分

一所 河北分

以上拾ヶケ所

右・本領給分地也

文明十五 九月廿六日

豊通(花押)

これが所謂本領というもので、地頭職・領家職・半済・一圓知行、など、名目は種々あるが確実な所領で、他の職分(公文、田所、専頭……)などはそれぞれの土豪が確保しているが、勸農権を失った領家職は現地(下地)を確実に支配する地頭職と同一視され、莊園支配の基本的権利でこれを持つことは、管理人としての地頭から領主的存在への一歩前進

のステップである。

●山内豊通譲与請地日記(一八三)(この文書以下は、形式をくずして略式記載にする)

一、しゅこ領、公用九拾貫文……矢野かち田・本郷・西村

一、京着公用四拾貫文……下村栖真印院領 一、京着公用百式拾貫文

……

三ヶ村同院領 是ハ一乱より涌喜方に我々下としてあつけ候何時もちかい候ハ、取はなし候へく候。

一、公用京着五拾貫文……伊予地頭かた・弾正殿(山名政豊)御領久しく請地也

一、京着公用式拾貫文……河北半済・村上殿領 一、京着公用百拾貫文

文・

元藤・かた山・かきや・越中殿領 以上六ヶ所

文明拾五発卯九月廿六日 豊通(花押)

請地日記は六ヶ所からなっており、いずれも京着の公用(請負年貢)額が記されている。守護領・以下山名一族の所領の請負いであり、さらに栖真院領については、種々いきさつはあったが「……一乱より涌喜方に我々下としてあつけ候……」と後世、争いのもととなるが「……我々下として……」の記事をみると、地頭として莊園の地域にこだわらない地域封建体制の胎動がうかがえる。

●山内豊通預り所并色々注文(一八四)

一、京着河北領 公用荷式拾伍貫文 但一乱後ハ式拾貫沙汰候

一、京着河北領 公用荷式拾伍貫文 但一乱後ハ式拾貫沙汰候

一、京着河北領 公用荷式拾伍貫文 但一乱後ハ式拾貫沙汰候

一、京着河北領 公用荷式拾伍貫文 但一乱後ハ式拾貫沙汰候

一、京着河北領 公用荷式拾伍貫文 但一乱後ハ式拾貫沙汰候

一、京着河北領 公用荷式拾伍貫文 但一乱後ハ式拾貫沙汰候

一、京着河北領 公用荷式拾伍貫文 但一乱後ハ式拾貫沙汰候

一、京着河北領 公用荷式拾伍貫文 但一乱後ハ式拾貫沙汰候

一、京着伊予地頭分

……公用八拾貫文 彈正殿御預所 一、京着同所本家……公用

式拾貫文 石泉院

但 一乱後無沙汰候 一、京着同所東……公用伍貫文 三十三間領

一 乱後無沙汰候

一、京着四ヶ村……公用百六拾貫文 但 三ヶ村浦喜方掬・公用百弐拾貫文・毎年沙汰あるへく候・此外本村より、四十貫サタルへく候

一、元藤・片山・矢野三ヶ郷……代官職 小四郎預り候

一、岩成下村領家……孫五郎二出し候 一、伊予半濟事ハ……湯川

山本

方ニ出候 但此在所信敷東召放され候ハ、如元改易可申候・其間ハ不可相違

ここで目立つことは、「一乱以後無沙汰候」とか「〇〇に出し候」とかが多く、大乱が地域封建制の進展と、国人領主の成長に大きな役割を果たし、政治・社会・経済体制に一時期を画したことが知れる。

この他に「山内豊通預ケ置証文注文」文書があり、「ちうもん・笠間上総殿へ預ケ申候前事」として「一通 信敷一圓御判」以下十五通の書状がある補任状・御免状・中には「高氏將軍信敷東方御恩賞建無（武）之御判」など、「重代の手継文書」がある。この譲り状以降豊成が守護代として、権力を固めていくのであるが、そこにできあがった封建領国がどのようなものか、直通から隆通への譲り状がないので不明である。

これらの文書を見ると、数百年にわたる莊園公領制がいかに複雑な領

有関係であったかがわかる、一つの土地に幾層・幾種にも職分権が重なり（百姓職・作人職・田所職・下作人職まである）住民は庄民・郷民であつて、全的支配をうける領民ではない。まして、信仰という魔力を行使して、庶民を支配する神社領莊園の存在は後世に大名といわれる全的権力者が支配する封建社会の建設には極めて困難である。この時代の国人衆という概念は後の領主というものでなく、全的支配権・所有権をもっていた国（国衙領）・莊園領主（本所・領家）に対して、種々の職分権をとうして自己の権利を拡大した地侍的土豪で、一四八五年の山城国一揆の三十六人の国人衆の両畠山氏に対する要求の一つに「……かすめとつた莊園の諸権利は、それぞれ領家・寺社へかえせ……」という項目があるのも、当時の国人の性格を物語っている。こうした複雑な領有関係を、良い、悪いは別として大整理するためにはさらに、百年にわたる戦国の洗礼をうけねばならぬことを痛感するものである。